

工場等緑化協定実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和48年船橋市条例第45号）（以下「緑化条例」という。）第13条第1項及び船橋市環境共生まちづくり条例施行規則（平成7年船橋市規則第70号）（以下「まちづくり条例施行規則」という。）第13条第6項に基づく緑化協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この実施基準は、工場等の事業敷地面積が500平方メートル以上のものについて適用する。

(緑地確保基準)

第3条 協定で定める緑地確保基準（以下「基準」という。）は船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則（昭和48年船橋市規則第46号）（以下「緑化条例施行規則」という。）第5条に定める別表及び、まちづくり条例施行規則第13条に定める別表第3の基準により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、船橋ハイテクパーク事業区域内における工場は、緑化条例施行規則による20パーセント以上を確保し、事業区域内における外周部の緩衝緑地帯の幅員を10メートル以上とし、その他は原則5メートル以上とする。

3 緑化条例施行以前に、既に工場等を設置し基準の確保が困難な場合は、緑化条例施行規則第5条第2項の規定を準用することができる。

(基準の変更)

第4条 既に協定を締結している者（以下「既協定締結者」という。）が、工場の機能強化・生産性の向上・安全性の確保を図るため、施設の新築・改良及び環境に配慮した施設を設置する場合、前条各項に掲げる規定の基準に変更することができる。

(協定の締結)

第5条 既協定締結者が、協定を変更しようとする場合は、新たに協定を締結しなければならない。

(変更の手続)

第6条 既協定に事業者及び事業所名等の変更が生じた場合は、承継届（工場第1号様式）を提出しなければならない。

ただし、被承継者が解散等により承継届を提出できないときは、既協定を職権により廃止し、新事業者と新たに協定を締結するものとする。

(緑化状況報告書)

第7条 市長は、緑化状況報告書（工場第2号様式）を5年経過するごとに求めることができる。

(緑地復元計画の完了)

第8条 事業者が緑地を他の用途に変更し、基準に満たない場合は、誓約書（工場第3号様式）及び緑地復元計画書（工場第4号様式）を提出し緑地を復元しなければならない。

ただし、復元計画により実施された緑化については、速やかに緑化実施報告書（工場第5号様式）を提出しなければならない。

2 協定締結事業者は、前項の緑地復元計画が完了したときは、市長に緑化完了報告書（工場第6号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の完了報告書を受理したときは、速やかに実地確認を行い緑地の復元の完了を認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

附 則

この基準は平成23年4月1日から施行する。